

総 務 企 画 委 員 会 記 録
＜ 第 2 号 ＞

平成21年第3回沖縄県議会（2月定例会）

平成21年3月2日（月曜日）

沖 縄 県 議 会

総務企画委員会記録<第2号>

開会の日時

年月日 平成21年3月2日 月曜日
開 会 午前10時4分
散 会 午前12時1分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 乙第4号議案 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 2 乙第42号議案 沖縄県不発弾等対策安全基金条例

出 席 委 員

委 員 長	當 間 盛 夫 君
副 委 員 長	山 内 末 子 さん
委 員	島 袋 大 君
委 員	照 屋 守 之 君
委 員	浦 崎 唯 昭 君
委 員	崎 山 嗣 幸 君
委 員	新 里 米 吉 君
委 員	前 田 政 明 君
委 員	金 城 勉 君
委 員	糸 洲 朝 則 君
委 員	新 垣 清 涼 君

委員 玉城 義和 君

委員外議員 なし

欠席委員

吉元 義彦 君

説明のため出席した者の職・氏名

知事公室長	上原 昭 君
防災危機管理課長	饒平名 知成 君
総務部長	宮城 嗣三 君
総務統括監	杉浦 友平 君
人事課行政管理監	謝花 喜一郎 君
企画部市町村課行政体制企画監	漢那 宗善 君
福祉保険部薬務衛生課長	金城 康政 君
土木建築部建築指導課班長	運天 勇 君

○當間盛夫委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

乙第4号議案沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例及び乙第42号議案沖縄県不発弾等対策安全基金条例の条例議案2件を議題といたします。

なお、ただいまの議案は2月26日の本会議において先議案件として本委員会に付託されております。

本日の説明員として、総務部長及び知事公室長の出席を求めています。

まず初めに乙第4号議案沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

宮城嗣三総務部長。

○宮城嗣三総務部長 総務部所管の乙第4号議案・先議案件について、説明し

ます。

お手元の平成21年第3回沖縄県議会（定例会）議案（その3）をごらんください。

乙第4号議案沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について、御説明します。

この議案は、地方自治法、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、墓地、埋葬等に関する法律及び都市計画法に基づく知事の権限に属する事務の一部について市町村が処理することとするほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。

また、本議案については、県から市町村へ権限移譲することで、住民サービスに支障が出ることをないように、事前に県民に対して十分な周知を図る必要があることと、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく事務の移譲を受ける那覇市において手数料条例の一部を改正する必要があること、市議会の議決日との関係上、先に県条例を改正する必要があること等の理由から、先議案件としております。

なお、本条例は、平成21年4月1日から施行することとしております。

以上が、乙第4号議案沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の内容であります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○**當間盛夫委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第4号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○**新里米吉委員** 何だろーと思っていたんですが、配付資料3改正案の概要の（2）が那覇市が処理することとするためということが、何で沖縄県の全部のものを、沖縄県から那覇市に全部移管して各市町村へと言うのかなと思ったんですが、これは那覇市以外はほとんどもう移譲されているということですか。

○**宮城嗣三総務部長** そういうことです。

○**新里米吉委員** 今回は那覇市だけということですよ。

○宮城嗣三総務部長 はい。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
前田政明委員。

○前田政明委員 都市計画区域内等での開発行為の許可等に関する事務というのはどういうものなのか、少し説明をお願いします。

○運天勇建築指導課班長 都市計画法で県のほうで許可をすることになるんですけども、その事務の一部である受付を市町村を経由したいということで、今まで都市計画区域だけは事務を委任していたんですけども、それを都市計画区域外もお願いしたいということにしております。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
玉城義和委員。

○玉城義和委員 墓地の件ですが、私は非常に問題意識として、今のように墓地がずっとふえ続けていくということについて、非常に危機感を持っておりまして、場所も墓地、埋葬等に関する法律の厳格な遵守ができていないと思えますし、まずこの墓地、埋葬等に関する法律で今の県のほうから市町村に移るといった場合に、実際にどういう効果が出てくるのか、その辺をちょっと説明してくれませんか。

○金城康政薬務衛生課長 墓地の許認可につきましては、本来ですと地方公共団体のほうで経営許可という形で運営をやっていく形になるんですけども、沖縄県の場合は特殊事情等がありまして、個人のお墓というのが物すごく数がございます。そういう中で、委員御承知のように、いろいろ都市計画とかそういった面でも支障が出ている部分もありまして、実際に経営許可の許認可をする場合には市町村長の意見をとって、それから地域住民等の周辺自治会からの意見をとってやっているんですけども、今公衆衛生上の問題よりはどちらかといいますと都市計画と一体となって許認可をやっていったほうがいいのではないのかということが一つの流れがございます。

そして、もう一点にはこういった墓地の許認可の事務につきましては、町村会長あるいは市長会長、全国の会長から都道府県のほうから市町村に移してく

れという要望も平成12年以降にありまして、平成19年度末で47都道府県中43都道府県で全部権限がおりていて、おりていないところは福島県、大阪府、宮崎県、沖縄県の4県になっていて、住民にとっても書類が身近な市町村での申請という形になっていいのではないかと考えております。

○玉城義和委員 実質的なことによって、地域が限定されるとか、そういうことが何かあるわけですか。実質的な効果のようなものがあるんですか。

○金城康政薬務衛生課長 それにつきましては、私どもでも公営墓地を市町村が整備ができない場合には、こういうところに墓地をとということで集約化する方向、地域の指定ではないんですけれども、そういうことを市町村のほうにやるようにということで指導してきていますので、できるだけ集約化をやっていたくような形になると考えております。

○玉城義和委員 墓地、埋葬等に関する法律では、市町村かあるいは宗教法人かという、基本的に個人では墓地をつくらないことになっているわけですが、沖縄県の場合は特別な事情があって、そういうことがきちんと守られていないということで、あちこちに墓地がかなり場所を特定せずにできていくということによって、非常に都市計画も含めて移動が難しくなるので、支障を来しているということがありますね。ここにある12市町村ですが、これはほかの市町村ではどうなっているんですか。

○金城康政薬務衛生課長 私どものほうでは、基本的に全市町村に権限移譲の件と担当課長会議等を開催しまして、説明等をいたしておりますけれども、29市町村につきましては、人員の確保等、受入体制ができていないということで、同意が得られておりませんで、今回は同意が得られた12市町村のみに先行して移譲していくということでございます。

○玉城義和委員 きょうはこれくらいにしておきますが、前から申し上げておりますが、なるべく特定の場所に集約できるような、あちこち道のそばとかにつくるということは避けて、市町村か法人でやるようになるべくそうして、特定のところに集約して、墓地公園のようなものをつくるという、この機会に指導を徹底していただいて、将来の都市計画などに支障を来さないように指導していただきたい。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。
照屋守之委員。

○**照屋守之委員** 説明にあるように、権限移譲の協議が整った市町村が処理することができる。整ったという表現ですよね。整ったということはどういうことを意味するんですか。それぞれの市町村の対応について、説明していただけますか。どういう状態が整った状態だったんですか。

○**謝花喜一郎行政管理監** お手元の条例案の概要というのをお配りしていると思いますけれども、その中に4番目に根拠法令というのがございます。その地方自治法第252条の17の2ということで抜粋しておりますが、2項のほうにずらっとあって、最後に市町村の長に協議しなければならないという規定がございます。その協議というのが我々は市町村との調整が整ったと表現しております。

○**照屋守之委員** 根拠法令の地方自治法第252条の17の2の中で、第3項に市町村の長はその議会の議決を経て、都道府県知事に対して要請することができるかとありますよね。こういうような手続もされているということなんですか。

○**謝花喜一郎行政管理監** 照屋委員御指摘の第3項は市町村の側から都道府県に対して、この権限を自分たちのところにくれという場合には、議会の議決を経てやる、議会の議決を経る必要がありますよという規定でありまして、第2項は第1項を受けて、都道府県からおろすときに、都道府県の場合は条例でやらないといけませんけれども、そのときに市町村の議会の議決ではなくて、いわゆる首長の判断といいますか、現場の声で問題がないということであれば、協議が整ったという形にしております。事務的には、各市町村からこの事務処理特例の権限をおろすということにつきまして、協議に異存なしというようなペーパーを各市町村からいただきまして、それを添付して実際には決裁を回しております。協議をして、こちらのほうから異存はありませんかという文書に関係課のほうから出しまして、実際に現場の各市町村から異存ありませんというペーパーをいただきまして、これを持ちまして我々は協議が整ったという処理をさせていただいております。

○**照屋守之委員** 地方に権限を移譲するという流れの中で、こういうことが起こってくるわけですけどもね。ただ、それぞれの市町村としては、今持って

いる仕事も含めて、新たに仕事がふえていく。そうすると予算の問題であったり、人員の対応であったりとかということが起こってくるわけですね。それと同時に一番大事なのは、地域の市町村の住民に対して、こういう仕事がこうなっていますよ、県から市町村に変わりますよというような手続というのが一番大事じゃないかなと思うんですね。その辺のところはこの権限移譲についてはどうなっているんですか。

○謝花喜一郎行政管理監 沖縄県では平成19年に権限移譲に関する指針というのをつくりまして、その中で1426の事務をピックアップしまして、まず全市町村に対して説明会を行いました。その後企画部の市町村課のほうで移譲希望調査というのを平成19年12月に調査をしました。その結果、移譲希望をいただきました、そのときに出た希望調査の数が28市町村、移譲希望が全くないのが13市町村だったものですから、ちょっと少ないものですから、我々としては分権時代の流れにおいて権限移譲を進める必要があるということで、平成20年度には北部地区、中部地区、宮古地区、八重山地区それぞれ各県域ごとに市町村のそれぞれ担当の職員を集めていただきまして、説明会を行いました。いろんな声を聞きまして、さらに1426の事務の中から、まちづくりですとか、農業に関係があるような産業の振興に関係があるようなもの250事務をピックアップしまして、こういったものはどうでしょうかと。中身がわからないという声があったものですから、各関係課に依頼をしまして、フローチャート図を作成しまして、それもお配りして、こういう流れにありますよということで、説明会なども行って、最終的に出てきたのが、今回のこの9事務だということでございます。

○照屋守之委員 普通に考えてですね、例えば国の法律ができる、それぞれの仕事を市町村におろしていくということは、一般の市民、県民、国民からしていくとそういう流れだろうなということがわかるわけですね。ところが、実際に仕事をしている県、市町村の職員という立場からすると、本音としては別に今までやっていた仕事以外の新たな仕事を抱えたくないというのが実態としてあるんじゃないのですか。だからそういうような現実というのは、お互い建前ではなくて、そういうのをわからないと、なかなかこのように権限移譲をしたって、地域の住民に対して、思うようなサービスができるはずがないと私は思っているんですよ。ただ、形としてはそういう形でおろされる、それぞれの職員は新たな仕事が自分たちに負担がきているというようなことになっていけば、この権限移譲というのは私ほうまく機能しないと思うんですね。これが逆

に問い合わせをするとそうでもない、ああでもないと言って、何かわけのわからない対応を窓口でされていくと、せっきくの権限移譲の法律の名のもとに、実態というのは、逆にカシマサされるということで、そのしわ寄せがどこに来るのかといったら、そこの市町村であったり、県民、そこに住んでいる住民が被害というか、マイナス面を受けるんですよね。ですから、私が申し上げたいのは、皆様方の行政の県、市町村云々ではなくて、そういう法改正が権限移譲が本当に地域の市民や住民のために必要なんですよ。そういうことをどっちが役割を果たしたほうがいいのか、県がやっていたものを市町村におろしていく、それが地域住民のためにはいいんですよという観点から進めていかないと、私はなかなか実質的な仕事として進んでいかないのではないかと思いますけれども、その辺の観点はどうですか。

○宮城嗣三総務部長 地方分権は平成11年度に地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律ができたんですが、この考え方は、やはり住民に近いところで行政はやるべきだろうという基本的な考え方がございます。したがって、例えばメジロの捕獲とか、飼養の登録等々、これをわざわざ県まで来てやるのかという話になりますと、それよりはやはり市町村窓口がいいだろうと。要するに基礎自治体である市町村のほうがより住民サービスがよくできるのではないかと、という基本的な方針のもとに権限移譲をしているわけでございます。したがって、県としては権限移譲の流れの中で市町村に無理矢理押しつけているわけではなくて、先ほど謝花行政管理監が説明しましたように、市町村に協議をしまして、市町村がこの仕事はやっていいという部分だけを条例案として提案しているところでございます。協議につきましても、これは実質的には同意を得ているということで御理解をいただければと考えております。

○照屋守之委員 都市計画法に基づくおのおのの説明もありますけれども、例えばそれぞれの市町村が公園をつくるという都市計画を決定していきますよね。40年くらい前の都市計画決定が今なお進まないという実態があるんですね。都市計画決定はされました、公園に指定されていきます。ところがそれぞれの市町村にとってはいろんな財政的な問題もあって、その公園に指定はしたものの、公園をつくることはできないわけですよ。でも、地域住民にとってはその都市計画決定とかそういうものが足かせになっていて、自分たちが使いたいように活用ができないわけですよ。それはずっとはるかかなた前の都市計画決定が、いまだかつて足かせになっていて活用できない。これからそれが将来に

わたってそれができるのかと言えば財政的な問題もあって、めどが立たないというようなことがあって、非常に法律の矛盾も実態としては感じている分があるわけですね。ですからこの概要の説明にもあるんだけど、都市計画決定のもとで事務云々とあるけれども、そういう部分もそれぞれの市町村の権限でやれるような仕組みづくりになっていくことに、今後なるんですか。変更とかいろんな問題、その活用。

○運天勇建築指導課班長 今の御質疑はうちの所管ではございませんで、都市計画モノレール課での所管になっております。今回、お願いしているのは開発に関する決められた開発許可申請に関する受付事務についてのものなので、ちょっとうちとしてはお答えできません。

○謝花喜一郎行政管理監 実は、地方分権の第2期の分権改革ということがございまして、その中で一時勧告というのが出されております。その中で64法律で359の事務権限を都道府県から市町村に、これは法改正でもって、もともと現在の都道府県知事の権限のものを市町村の長の権限におろすということが勧告されております。これは平成22年以降で、時期はまだブランクがあるとは思いますが、平成22年以降にそういった流れが出てくるだろうと。市を中心に250の事務、町村にも28の事務が移譲されます。その中で各法律ごとにピックアップされてはおりますけれども、照屋委員御指摘の都市計画法の例えば市街地開発促進区域における建築の許可ですとか、そういったものについても権限をおろすという形になってまいりますので、今後は権限移譲というのが県から市町村への権限移譲の事務処理特例の事務という形ではなくて、多くの事務が市を中心に法改正でもって市の事務になるという流れになっていくだろうと思われております。

○照屋守之委員 そういう事務を県からおろそうとすると、例えばこの都市計画決定に係る問題というのは、今41市町村があって、公園一つにしても相当それぞれの市町村は課題を抱えているわけですよ。だから権限を移すということであれば、県が積極的にそれぞれの市町村が抱えている課題の部分をもっと集めて、困っていることを集めて、国と協議をして、その分について権限を市町村におろしていくということのほうが、より実態として県民のためになるわけですよ。ただ法律が変わって、こういう事務はこうだからといって、それぞれの市町村と協議をしておろしていくというものも大事かもしれないけれども。私は、この公園とか、都市計画決定に係るもので非常に困っているんです。

うるま市も大変なことになっているわけ。だからそういう部分を本当に市町村の権限で何とか変えていける仕組みにしていけないと、権限を移譲と言ったって、これは地域の方々が本当に喜ぶようなものにはならないんですね。どういう弊害が起こってくるのかというと、40年前にここに都市計画を決定して公園に指定しますよね。そのときは、ここにつくったほうがいいだろうということで、公園指定するんですよ。40年後に本当に現在のここに公園がいいのかといったら、これは全く別なんですよ。40年も時間がたてば、ここに公園をつくるよりはここにつくったほうがいいというような実態は結構出てくるんですよ。だからそういうような権限の移譲もぜひ検討していただいて、本当に市町村が困っている部分をもっと拾い上げて、それを県がフォローしていくということの要望と、それからパスポート、旅券ですね。私は県民もわざわざ那覇市まで来る、中部地区からも毎年2万人くらい来ますよね。北部地区でもやっているんでしょう。だから41市町村でそれぞれができるというような仕組みが今できあがっているみたいですね。このような権限移譲あるいはそれぞれの市町村の反応といいますか、この対応というのはどうなっていますか。

○杉浦友平総務統括監 ただいま照屋委員から御質疑ありましたパスポートの旅券センター、パスポートの受付事務、交付事務につきましては、確か本会議で観光商工部長が答弁していると思いますが、平成22年4月1日に向けて準備を進めたいということでございます。現在、旅券センターそのものは南部合同庁舎に移転の準備をしております、そっちの作業をまず優先したいということで、今回の条例案には盛り込まれませんでした、来年度に向けて作業を進めるとのことでございます。

○照屋守之委員 ということは、これはそれぞれの41市町村が協議が整いつつあって、その体制もできるという理解でいいんですか。

○杉浦友平総務統括監 やはり全市町村がすべて同意をするのかどうかは未知数でございますが、特に離島を中心といたしましてパスポートの申請は申請と受領の2度事務所に来ることがございますので、それをやはり県民の利便性あるいは経済的な負担軽減のために、特に離島を中心において、各市町村、特に町村あたりで移譲希望が多いと聞いております。

○照屋守之委員 もう一つ、先ほど開発行為の許可申請に係る件がここにあるということですがけれども、これは例えば3000平米とか何とかいろんなものは県

に申請を出さないといけないということになっていますよね。もちろん市町村との協議も必要みたいですが。こういうように移譲されると、その地域の開発とかそういったものは、それぞれの市町村で受付をして行われていくという今後はそういう体制になっていくということですか。

○杉浦友平総務統括監 今回の移譲項目につきましてはあくまでも申請の受付業務でございます。権限自体はそのまま県に残っております。これまでですと県の土木事務所なりに来て申請をしなければいけなかったものを、市町村の役場に申請すればいいというものでございます。

○照屋守之委員 受付だけが市町村の窓口が変わるというだけですか。

○杉浦友平総務統括監 今回の条例案はそれだけでございます。また今後は引き続き市町村とも意見交換をしながら、次をどうするのかというのは今後の検討課題になっていくと思います。

○照屋守之委員 権限移譲というのはその程度のことなんですか。例えばそういうものを、今まで県が持っていたものをそれぞれ市町村に移して任せますよということが権限移譲ということなんでしょう。ただ書類の受付はそこでやって、仕事はこれまでどおりやりますというような仕組みなんですか。

○杉浦友平総務統括監 今回の条例の項目の内容によってそれぞれ異なりますけれども、例えば墓地、埋葬等に関する法律につきましては受付から許可まですべてを市町村におろすものでございます。ただものによりましては、先ほど都市計画の開発行為のように受付だけのものもございます。もともと今回先ほど謝花行政管理監からも説明がございましたが、事前に県内、県庁内の何が移譲できるのかという調査をいたしまして、一方で各市町村からも何が欲しいのか、移譲してほしいのかという希望をとりまして、その中で意見交換する中で同意が得られているもの、協議が整ったものが今回条例案を提案させていただいているものということでございます。

○照屋守之委員 答弁はいいですから、私は余り中途半端な権限移譲はやりたくないです。それぞれの市町村を窓口にするのであれば、そこがしっかりとやるという前提ですよ。ただ単に窓口を県や土木事務所で受付していたものをここで受付できますよという程度では、やはり地域住民にとってはあ

まりメリットはないんじゃないですか。そうするとこの市町村は困りませんか。受付はします、どうなっていますかと確認する。それは皆さん方に連絡がいく、まだこういう状態ですと行ってまたその窓口に行く。窓口に苦情とかお願いに来るといふことにはなりませんか。

○宮城嗣三総務部長 資料としまして、お手元に配ってあります2枚目でございますが、移譲事務という部分と事務の概要というのがございまして、先ほど杉浦総務統括監が説明しましたように、新たに生じた土地に関する事務についてはこれは市町村でできるようになっている。それから町、字の区域等に関する事務等についてもこれは県から市町村に移りますよ。それからメジロ等の捕獲許可、飼養登録関係事務についても市町村で結構です。墓地、埋葬等に関する法律についても市町村に移されるということです。ただ都市計画のものだけについては今回は経由事務だけという形になっております。先ほど謝花行政管理監が説明しましたように、平成20年に地方分権改革推進委員会第一次勧告というのが出ておりまして、これに基づきまして、県の今の事務が市町村事務にかわっていくであろうという勧告がなされております。これが64法律、359の事務が大部分、市町村の権限の中に移されていくであろうということでございます。これはどういうことかという、各県は市町村の合併が進みましてかなりの市ができあがってきた。それだけの体力もついてきたということで、おっしゃるとおりの都市計画法上の権利区分についても、その中ではかなり大部分が市町村の権限という形でおろされていくであろうという勧告が出ているという状況にございます。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
糸洲朝則委員。

○糸洲朝則委員 確認も含めて、せいぜい受付をするだけだと思うんです。そこで確認なんです、申請手数料はどこに落ちるのか。市町村に落ちるのか、それとも実際に審査をやる県に来るのか。そこら辺をきちんと説明しないと、市町村がわざわざ受付だけをやるといふことになってしまうので、ちょっと説明してください。

○運天勇建築指導課班長 先ほどお話ししましたように都市計画区域については受付もお願いしてございます。これにつきましては手数料は県に入るんですけども、市町村でやる分の手数料ということで、申請者に納めていただいた

手数料の15パーセントを予算の範囲内で交付していくという形をとっております。今回の場合は、今まで都市計画区域外というのがございまして、その開発であっても、うちの所管になっていなかったんです。これも開発許可が要りますよ、1ヘクタール以上の都市計画区域も要りますよということが平成13年から開発許可が要りますということになっておりました。その分について、残り宜野座村や恩納村、その辺の市町村もやはり受付をやったほうがいいんだと。また希望もございましたし、公共施設もあります。この辺の管理も市町村と協議、同意しないといけないものですから、やはり受付は全市町村がやらないといけないのではないかとということで、今回改正をお願いすることになっております。手数料はやはり県でございます。

○糸洲朝則委員　そこで心配される事項として、市町村と特に町村、この都市計画区域外の開発についてはその連携というのは非常に大事なんですが、先ほどの墓地、埋葬等に関する法律もあるように、乱開発というのが懸念されるわけですね。だから市町村と県が都市計画法に基づく開発許可を与えていく。そのすれ違いがあったり、あるいは私はこの間今帰仁村を回って見たんですが、ここまで宅地にするのというぐらい、これは環境問題とも連動するんですよ。こういう乱開発が進まないかな、あるいはそれが懸念されるのではないかとこの感じながら質疑を聞いていたんですが、そこら辺はいかがですか。

○運天勇建築指導課班長　県のほうとしましては、ある意味では都市計画区域外の場合は技術基準といいますか、宅地をつくるということで、本来これができるのかできないのかという立地ではございません。もう一つ、受付に関しましては都市計画区域外についてはそういう状況になっているので、直接県に申請が上がってくるわけです。都市計画区域内は先に市町村から上がりますからある程度の調整が済んで上がってくるんです。ですから、我々からすると都市計画地域外で直接県に上がったものをまた照会する形で、意見はございませんかということで市町村にやっているわけです。その分を解消したい。やるのであれば先に市町村から調整をしてくださいよ、そういうことで持って行こうと考えております。

○糸洲朝則委員　だからそこに乱開発にならないように、きちんとだれが見ても妥当だと、開発というのはやればいいのかではなくて、やはり歯どめをかけないといけない。ましてや区域内だから、区域外は基本的に開発してはいけないんです。僕はそう思う。やはりこれは縛りをきちんとした上で、地元から上が

ってくるものについてはきちんと審査をするというくらい、ただ地元の同意を得ているからそのまま法に基づいてチェックをして通せばいいというような安易な確認にならないよう気をつけていただきたいと思います。いかがですか。

○運天勇建築指導課班長　そういうことで、最近は地区計画というのもございますし、景観条例というのもあります。やはり法的に問題はないものですから、地元といろいろあつれきが出たりするわけです。それでできるだけ地元とも調整をして、協定なりを結んでくださいということをやっているんですけども、最終的には法的な裏づけがないとできませんので、できるだけ自己計画なりあるいは景観条例なりを早く設定してくださいということも市町村には十分指導しております。

○糸洲朝則委員　ついでにこれは軽井沢町に行ったときに、協定のあり方、大変参考になりました。できたらもう一度行って勉強したいなと思っているくらいで、やはりこの間の石垣市の例もあるんですが、軽井沢町だったらあれはまずできないですね。石垣市の7階か6階建てのマンション計画ですね。あの現場も以前見ましたけれども、軽井沢町だったらまずさせませんね。これは町としては今言うように、法律に基づいて申請している以上はどうしようもないんですが、向こうはあれだけの別荘地としてのステータスを持っていますから、地域住民のみならず、かかわっている開発業者まで含めて、ここで2階建て、3階建て以上になってしまうと、そこの市民権は得られませんよ、だれも泊りませんよ、だれも買いませんよというくらいまち全体としての世論でもってきちんとやるという、こういう事例も話ししていただきましたので、これはやはり観光立県としての自然を残していくという観点から行く上においては、都市計画をつかさどる皆さん方はよく勉強しておいたほうがいいんじゃないかなと申し上げて終わります。

○當間盛夫委員長　ほかに質疑はありませんか。
崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員　先ほど法律改正をして、市町村の事務になるということで、これから250の事務移管をするということを話をしておりますが、これから移管されることによって、今回の9件の事務移管という説明を受けましたけれども、それに伴って、定数の影響とか、財政上の影響とかが試算されているのかどうかを聞きたいんです。平成21年度の部分はどれくらいを皆さんが市町村に

移行することによって、どれくらいの負担が市町村にかかるのか、あるいはこれから先ほどの説明で250の事務と言っていました、想定されるこれから市町村に移管される財政的なものと、職員定数の影響がどれくらいなのかについての試算といたしますか、想定はされていますか。

○謝花喜一郎行政管理監 今回、9つの事務を移管するわけですが、新たに生じた土地に関する事務、それから市町村の町、字区域の設定に関する事務ですね。これは年に数件なものですから、これでもって1人分の定数が減るということではないだろうと考えております。市町村においても41市町村全体でそれくらいなものですから、それほど業務量は1ふやすというほどのものではないのではないかなと思いますが、これは各市町村のことなので、ここまでは私のほうでは把握しておりません。ほかの事務につきましても、具体的にどの程度の業務量が減るのかどうかというのは、平成22年度の定数作業の中で具体的に各担当課のほうからヒアリングを行って、査定をしてみたいと思っております。

○漢那宗善行政体制企画監 権限移譲につきましては、現在人事課で進めております県から市町村へ条例に基づいておろす権限移譲と、これから、現在政府のほうで進めております新分権一括法、法律に基づいておろす権限移譲がございます。その今申しました359の事務というのは法制化によっておけるということで、まだ具体的にいつからというのは決まっておられませんけれども、恐らく平成22年度から国会、閣議を経まして、移譲されてくるのではないかと思います。県としましては、今崎山委員からございました財政的な負担、人員の負担がどうなのかということがございますけれども、これにつきましてはまだ算定はしておりません。ただ法律によって権限移譲されますので、これは交付税措置によって、県からではなくて、交付税措置として出されると。人員につきましては市町村で受入体制の整備をしていただきまして受けていただく。したがって、早い段階からそういう検討をしていただきたいと相談申し上げております。あと359の事務につきましては、主に市に権限移譲されるというのがございます。そこで県では予定されている事務の内容、事務量等を各部に照会をしまして、昨年12月に情報提供しました。今後、市町村で単独での受け入れが厳しいということであれば、広域連携によって受け入れする方法とかそういう意見交換を現在しているところでございます。

○崎山嗣幸委員 今年度は業務量が少ないということで、定数とかあるいは財政に影響しないのではないかとということで県は判断をするということですが、

市町村の言い分を聞いていないのでよくわからないんですが、それはもし県の言うとおりであったとするならば、これから今より359の事務がおろされていくということは想定されるわけだから、国が交付税措置にするならばいいんだけど、しかしこれが不明確な部分があって、県はおろせばいいということで金が伴わない、定数が伴わないのにどんどん市町村におろされてくる危険というのが感じられるんです。これは三位一体の改革で、市町村財政も全部交付税がカットされた中で、厳しい状況の中において、これからの閣議の状況も含めて予算措置されればいいんですが、そういうことが不明確なまま、皆さんが、今回は影響しませんということのようですが、これから来年も再来年も含めて、皆さんおろしていくわけだから、こういうことが予算措置も不明確の中におろすようなことがあっては、市町村財政にとっても影響するのではないのかと私は懸念するんです。ただ、想定される、今試算ができないというのはわかりますけれども、これから国に向かって、こういうことは皆さんだけじゃなくて市町村の立場も考えるならば、ぜひそういうことも考えながら対応するべきではないかと私は思ったんです。今年度は影響がないと言っているもので、これから想定されることに関しては、やはり決して100パーセント国が措置するということには限らないと思うんですが、その辺はどう考えていますか。

○宮城嗣三総務部長 先ほど説明しましたのは、これから法整備をして、後の話ということになります。したがって、今の第一次勧告どおりやられれば、359の事務が市町村におりていくということでございますが、法律改正の場合に予算編成に当たっては、その法律がどこで施行されるのかというところまで吟味されるわけですね。そうすると予算編成の中で、地方が負担すべき財源については地方財政計画というのを毎年つくってございまして、その中で各法律ごとに整理されていこうと考えております。

○崎山嗣幸委員 いずれにしても今の段階で明確にできるわけではないということですから、これから想定をして、財政に対する措置も含めて検討していただきたいと思います。

○謝花喜一郎行政管理監 現在移譲する9項目については、新たな移譲交付金というものをつくりまして、市町村の税源負担が起らないように対応したいと考えております。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第4号議案に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員入れかえ)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

次に、乙第42号議案沖縄県不発弾等対策安全基金条例について審査を行います。

ただいまの議案について、知事公室長の説明を求めます。

上原昭知事公室長。

○**上原昭知事公室長** ただいま議題となっております、乙第42号議案沖縄県不発弾等対策安全基金条例について、御説明いたします。

お手元の資料平成21年第3回沖縄県議会(定例会)議案(その5)の1ページをお開きください。

沖縄県不発弾等対策安全基金条例は、本県の不発弾爆発事故の発生を防止する安全対策事業や、不慮の爆発事故による被害者及び被害を受けた施設等の復旧を支援する事業の財源となる基金を設置するため、条例を制定するものであります。

条例の概要としましては、第1条で、基金の設置目的について定めております。

次に、第2条で基金の積立額について、第3条で基金の管理について、第4条で運用益金の処理について、第5条で繰替運用について定めております。

第6条では、この基金の処分について定めております。

また、第7条で規則への委任について、最後に附則でこの条例の施行について定めております。

以上が、乙第42号議案の概要であります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○**當間盛夫委員長** 知事公室長の説明は終わりました。

これより、乙第42号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○**新里米吉委員** 基本的な沖縄県の姿勢といたしますか、考え方だけを聞いておきたいんですが、この沖縄県不発弾等対策安全基金条例をつくることによって、今後の補償問題とかについては、政府に物言いをしない、要請もしないということにはならないでしょうね。

○**上原昭知事公室長** 今回の不発弾爆発事故を受けて被害者への支援ということを早急に行う必要があるということで、基金の設置に至っております。沖縄県としては補償の問題、それから探査や処理の問題等々については国の責任ですべて行うべきであるという立場で一貫して国にいろいろと求めておりますので、この件については今後とも引き続き、国に対して求めていきたいと考えております。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

前田政明委員。

○**前田政明委員** いろいろ質疑がされていますが、この沖縄県不発弾等対策安全基金条例の法的な根拠というのは何ですか。

○**上原昭知事公室長** 特に法的な根拠はないものと考えております。

○**前田政明委員** 先ほどありましたけれども、これは戦争責任ですよ。この不発弾処理は国が起こした戦争によって起こっているという意味で、そここのころの明文化といたしますか、やはり今後も起こる場合に、先ほどもありましたけれども、いわゆる見舞金という形で支給される。しかし国の責任といたしますか、根拠というのがないということになると、事件が起こってしまって救済しないといけないということは県民の声としては当然だと思えるんですけども、それでは何のために、どういう形でこの条例がつけられているのかという場合に、沖縄県だからという形のそういう感じのもやもやとした形の条例になってしまうと、非常に禍根を残すのではないかという心配があるんですけども、

このところはどうですか。

○上原昭知事公室長 今回の事故に対して、今後の対応も含めて、やはり今回の事故及び今後の未然防止ということで、ある一種の緊急的な対応ということで、基金で対応するという事になっております。先ほど申し上げましたように、今後とも国の責任による補償等については、今後とも求めていくわけでございまして、本会議でも知事が答弁していますが、国会での議論も含めて県として求めていきたいと思っておりますので、その辺については国の責任のあり方等については引き続き国のほうで、県としてももっともだし、国会等においても議論されるべきものだろうと考えております。

○前田政明委員 戦後処理の問題として、日本の場合、ドイツ、その他戦争をした国などの関係では、戦争に対する反省といいますか、責任というのか、これが非常にあいまいですよ。被爆者でも国家賠償法に伴う被爆者への補償がまだやられていませんよね。そういう流れの中で、当然国が戦争をして、国民が被害を受けている。だから沖縄県で、沖縄戦を含めた戦争の流れの中で不発弾がある。そして今度の事件がある。そういうことであるので、これは当然国の戦争を行った責任を明確にして、そのもとでやはり事件があってはいけないという意味での明確化がないと、結局は沖縄戦で亡くなった方々、また広島県、長崎県、その他東京都の大空襲とかで犠牲になった方々を含めて、国が行った戦争による被害に対して、明確に国が責任を認めて補償をするというのが、僕は大事な点だと思うんですけども、それがなくてこういう県民運動の流れの中で当然特別養護老人ホームやその他被災者の救済をしないとイケない。そういう意味ではこれはこれで、県民の声の流れの中でつくられたものだと思うんですけども、こういう形で一つ一つが当面の法体系の中で法的根拠がない。そういう中で当面お金はやりましょうという形で、これが積み重なってくると、結局は沖縄県の根本的な問題の解決が失われてしまうのではないかと心配がどうしてもしてしまうんですね。だから今後もこういう事故が起こらないとは限らないので、やはり事件が起こった場合には一定の範囲では基金なりが活用されるとしても、今後の事件・事故に対する国の責任というものが問えなくなるということになるんですか。

○上原昭知事公室長 戦争被害そのものの賠償責任云々については、これはもっと高次の立場で議論されるべきだろうと思っておりますが、少なくとも沖縄県に戦後63年、64年近くたって、あるいは今後70年から80年も不発弾があると

いうことはやはり許されないことであって、やはりある程度放置されているというあり方に対して、やはり国の責任を求めていくという立場が必要ではないかと思っております、そういう意味で今後とも国の責任で、事故が起こらないようにするためには処理をするということが重要だと思いますので、その辺をきちんと国の責任のもとにおいて、行うべきだということを県としても求めていく必要があるだろうということでもあります。

○前田政明委員 この基金条例をつくったからといって、万が一こういう事故が起こった場合に、これはもう国に責任を求めないとか、この問題についてはこの基金以外にその他の必要なものを要求しないというような拘束はないんですよね。ありますか。

○上原昭知事公室長 そういふのはないものと思っております。

○前田政明委員 不発弾処理の問題は当然国の責任でやるべきだということになりますが、この問題で、これも質疑はされているんですけども、民間工事の探査の問題とか、その他いろいろありますよね。これは当然戦争責任から不発弾は残っているわけだから、そうすると国が全額負担をして当たり前だと思うんですけども、それがなぜできないんですか。もう一度国の見解なりありませんか。

○上原昭知事公室長 国も麻生内閣総理大臣も国の責任のもとにおいて不発弾対策は行う必要があるとは述べておりますので、国も責任は認めているのではないかと思います。

○前田政明委員 だからお金の問題なんですか。すなわち本来公共工事だけじゃなくて、民間工事の部分もすべてこういうことが起こらないようなことに関しては、一切国の責任においてやるべきだと思うんですけども、今は民間その他の工事には適用されないという理屈といいますか、根拠は何ですか。

○上原昭知事公室長 国としては民間事業は民間事業者の責任において処理すべきであるという考えじゃないかと思っております。

○前田政明委員 そうすると、落ちていた弾というのは民間工事の事業者にとっても公共工事にとっても危険性は変わりませんよね。それなのになぜ民間工

事だったら外されるのか。だからそれが先ほど言った国の責任という理屈からすると、通らないのではないですか。それではなぜ民間工事を外すのか、そこに国の責任というのが、なぜ公共工事は出すけれども、民間工事は出さないという流れが出てくるのかということですよ。

○上原昭知事公室長 民間工事は出さないということではなくて、民間地においても探査事業は現在も実施しておりますし、今後も実施できるわけです。ただ民間の一例例えば住宅を建てる場合に、今まで1階建てだったから余り穴を掘らなかつたけれども、深く掘るという場合に、場合によっては探査が必要だと思えるわけですが、それはなかなか国の金でやるというのは現在行われていない。ただし、必要があればそれはできるわけです。現在も不発弾等の広域探査発掘事業の中で、計画的に事前にわかればできます。ただ余り機動的、効率的にやれるような状況ではない。予算の限度もあるということで、その辺については我々としては今後、民間工事の部分においても探査が実施できるように、あるいは民間が直接行う探査についても何らかの形で100パーセント国のお金がおりにくるような仕組みというのを追求していきたいということでございます。

○前田政明委員 私が聞きたいのは、要するに皆さんも、当然国の責任を求める。これで終わりじゃない。そうすると公共工事に関するものについては一定の、国がそれなりに負担するという。しかし、特に沖縄県の場合のあと70年かかるという中で、こういう危険性というのは必然的に存在するわけで、それは県民が撃ち込んで弾が残っているわけではないわけだから、そうすると、私が聞いている理屈は、なぜ国が国の責任においてやると言っているのに、公共工事は一定のことをやりながら、なぜ民間工事の住宅も含めて、これに対しては区別しているのかということなんです。その理屈は何ですかと聞いているんです。

○上原昭知事公室長 公共については公共として公共の責任で行う。民間で行う分については民間の責任において行うということが基本的な考えにあるのではないのかと思います。根拠等については詳しくは承知しておりません。

○前田政明委員 国の責任ですよ。この基金がつくられると皆さんはこの基金をつくる上で情報収集も含めて、改めてここが可能性があるとか、そういう調べはこの基金でやるということですか。

○上原昭知事公室長 そのとおりであります。

○前田政明委員 これも調査ですよ。調査をして、ここは危ないですよということを知らせるだけですか。

○上原昭知事公室長 基金を活用して行う事業については、今後細かい—どういう事業をやるのかについては詰めてまいります。今考えているのは、パンフレットつくったり、場合によってはビデオなどをつくって、そういう事業者や探査を行う方々に対する啓発普及を行うとか、あるいは過去に不発弾が発見された場所のデータベースを充実させていくとか、そういうのを今のところ考えております。

○前田政明委員 私が非常に心配するのは、私どもからすれば国家賠償法に基づく国の責任を明確にして、そのもとでちゃんと国の戦争責任において起こった問題として補償する。見舞金ではなくて補償するというのが私はとるべき対応だと思うんですよ。それが今回、法的根拠がない中で、県民の緊急事態の対応としては自治体も被災者も救済しないとイケないということで、これは一定の県民への、また県を初めとする運動といいますか、これも一つの成果だと思いますけれども、しかしこれで肝心なところがはぐらかされてしまうとまずいと思うんです。そういう面ではなぜ同じ事業にしても、民間の住宅をつくる場合は区別をするのか。これは本来国の戦争責任を、国の責任において国民の安全を守るという前提を、ある面では責任を持たないものになるのではないか。沖縄県の地でどこに家を建てようが、お店をつくろうが、そういう危険性はあるわけだから、そこについてはやはり明確にするべきじゃないかと思います。そういう面で今の問題がとにかく沖縄県不発弾等対策安全基金条例で、物事があいまいになるということになっていきませんか。先ほど沖縄県不発弾等対策安全基金条例ができたとしても国の責任については求めていく、そしてあくまでも民間も含めて、すべての事業に対しては、本来国が責任を持つべきだという形で、県は求めていくという形は基本的には変わりませんよね。

○上原昭知事公室長 そのとおりであります。

○前田政明委員 ぜひこの基金条例の中身で、私は本来国の責任をもっと明確にして、そして国の謝罪も含めて補償という形の補償金という制度が実現する

べきじゃなかったのかなど。ただ今は、いろんな状況の中で基金ということになっていきますけれども、基本的には先ほどありましたように、国の戦争責任を明確にしながら、こういう事態が起こらないように万全を尽くす必要があるなということを述べて終わります。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。
崎山嗣幸委員。

○**崎山嗣幸委員** 沖縄県不発弾等対策安全基金条例第6条の中に、1号は探査工事とかについては県の事業ということで県だけ書いてあるんですが、2号、3号は県、市町村の事業となっているんですけれども、探査工事とか普及啓発とか、規則云々というのが県だけに断定しているのはどういうことなんですか。

○**上原昭知事公室長** 県が現在、不発弾探査を実施しております。市町村が行う事業もありますが、それをもとに不発弾の発見箇所等々のデータがございます。それを現在データベース化をして、県が持っていますので、その辺については引き続き県がやっていきたい。その拡充するための財源にこの基金を充てたい、活用したいということでありまして。市町村がやってもいいんですけれども、県がやっているものですから、特にそれを市町村にさせる必要はない。負担にもなりますので、県がやったほうがいいのではないかと思います。

○**崎山嗣幸委員** 分けた理由がわからなかったもので、1号だけは県の事業だけを決めて、2号、3号で県と市町村ということで分けている。今言ったように、データベースは県が管理しているから、この費用を充てるということの範囲だけの理解でよろしいんですか。それとも市町村が探査事業をするときとか、普及啓発に対する基金はこれから使えないということなのかなとも思ったんですが、そういうことではないんですか。

○**上原昭知事公室長** 探査事業は、別途県が、内閣府の沖縄担当部局が交付する事業で行っています。これは県もできますし、市町村もできるようになっています。今回の基金で行うのはそれ以外のちょっとした調査であるとか、探査そのものではなくて、探査の事前の必要な調査、ちょっと細かいような話はこれでやりたいと。あとは基本は支援のためのものです。それがメインであって、そのほかもう少しできますよというような中身となっています。

○**崎山嗣幸委員** これはわかりました。別途の予算との関係でわかりました。今やっている民間工事の関係で質疑がありましたけれども、該当しないということですが、民間工事によってこの爆発事故が起こったときの遺族とか補償関係についてはカバーされると理解しているんですが、この項目の中で該当する項目というのはあるんですか。

○**上原昭知事公室長** 基本的に民間工事だろうが、先の大戦での埋没不発弾等によるものであれば、当然対象になると考えております。

○**崎山嗣幸委員** この条文からいったら、どこの項目に該当すると理解すればよろしいのでしょうか。

○**饒平名知成防災危機管理課長** ただいまの御質疑ですが、第6条の(2)と(3)でございます。

○**崎山嗣幸委員** これは県が行う事業の費用または市町村が行う事業と書いてあるんだけど、これは民間の工事というのか、爆発事故が起こったときに対する遺族の支援ということになっているが、ここで読む限りは公共工事だけとしか受けとめられないんですが、この2項目で該当するんですか。

○**饒平名知成防災危機管理課長** (2)にございますように、不発弾等の爆発事故により被害を受けた者またはその遺族に対する支援ということで、すべて該当するというところでございます。

○**當間盛夫委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、平良宗秀基地防災統括監から条文の解釈についての説明が行われた。)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

山内末子委員。

○**山内末子委員** 関連ですけれども、被害者の件で遺族の皆さんですとか、被害者の皆さんに対して、民間工事だと民間の方にすべて責任を負わすという形

になっていますよね。すべて責任ではないけれども、責任は民間事業者に責任があるというくくりで、公共工事で起こった事故、民間工事で起こった事故、その補償とかそういう支援体制に対しての違いがあるのか。

○上原昭知事公室長 その区分はございません。民間が探査を行うわけですよね。それを公共工事の場合は国が交付金で支援するけれども、民間が直接やる場合にはそれに対する補助はないということで、ただ民間の土地であっても、県が行う場合は当然国の支援はあるわけです。ですから、そこ辺が少しわかりにくいところがあります。被害の補償の場合は民間工事だろうが、公共工事だろうが区別はありません。

○山内末子委員 それを確認したかったんです。探査、工事についてはいろいろありますけれども、その事故については同率で、きちんとした基準を設けて明確にきちんと補償してあげるということですよ。

○上原昭知事公室長 はい、そのとおりであります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
玉城義和委員。

○玉城義和委員 最後に1点だけ、今議会の議論は与野党とも含めて、あり方については国の責任でやるべきだということは一致していると思うんですね。それが1つあるのと、同時に県なり県警察を含めて県民要求の一つの到達点として基金が出てきたというのも事実だと思うんですね。何となくこのきょうの委員会でもそうなんですが、すっきりしないのは先ほどから議論があるように、国の責任というのがかなりはっきりしないということ、それで決着がつくのではないかという何となくそういう不安というか、不満といいますか、それが少し与野党とも残ったのではないかと思うわけですね。それで、事実問題としてこの条例をつくるときに、そういうニュアンスをどこかに入れるとか、そういう努力はされたのでしょうか。この条例をつくるまでに議論の経過など何かありますか。

○上原昭知事公室長 これは内閣府の沖縄担当大臣が当初発表したわけですが、もちろん事前にいろいろ相談をして、こういうことではいかがかという話はあったわけですが、そこで沖縄県不発弾等対策安全基金条例案の概

要説明にも少し書いてあるんですが、不発弾のために国としては見舞金で、金銭的な対応をするために見舞金で対応するという話が当初あったわけです。それに対して、県としては見舞金としては困るだろうということで、いろいろ議論をしまして、一応沖縄県不発弾等対策安全基金条例としては支援するための支援金という形で条例では定めたという経緯がございます。

○玉城義和委員 こういう条例で、国の責任を書くというのはなかなか条文的に難しい話だと思いますが、事実問題として例えば10億円の基金の中で当初県が1割負担をして、後ほど国庫としてカバーできるということは、結局国としては言葉上何と言おうと全額国庫で見るということですから、ここは一つの責任論の根拠だと思うんですね。だから私は一工夫できないものかといつも思っているんですが、例えば条文に第1条でもいいし、第2条でもいいんですけども、積立金あるいはその基金の原資というか、それを全額国庫で充てるとかというような条文を入れることによって、少しは県民の気持ちに近づけるのではないかと思う。つまり明確な責任論をこういう条文に書くわけにはいかないでしょうから、事実としての10億円を国が出すということによって、この支援をするということの事実を書くだけで、私はもう少しあり方というか、それが明確にできるのではないかという感じを持っているんですね。そういうテクニカルの問題もありますが、その辺はどうでしょうか、現実問題として。

○上原昭知事公室長 今回あくまで見舞金という形で国が提案してきたわけですが、言葉については支援金ということですが、県としては見舞金という言葉は使いたくないということでやっているわけですが、やはり今後補償の問題については新たな仕組み、場合によっては法的な面も含めて今後もう少し突っ込んだ議論をやる必要があると思っております。そういう意味では今回は間に合わせで本年度の沖縄特別振興対策調整費を活用してということをやっておりますので、これ以上国と議論をして、基金そのものが流れるというようなことは避ける必要があると思っておりますので、その辺については今後の課題としてもう少し検討していく必要があるのではないかと考えております。

○玉城義和委員 私が言っていることと少しずれているんだけど、例えば第1条の最後のあたりに、基金は全額国庫支出金をもって充てるとか、あるいは第2条の積み立てのところの最後のあたりに、全額国庫支出金をもって充てるとか、そういう事実関係を書くことによって、少し与野党の議論の成果のようなものを出せないのかと申し上げているんです。だから、それは国の責任だ

ということを書き方ではなくて、事実として国庫で全部見るわけですから、結果としては。その辺のニュアンスを出すことによって、今のような議論も少しはカバーできないかというところは、条例には余り向かないのですかね、こういう書き方は。

○上原昭知事公室長 県の独自の対応でつくる条例案ですと、その辺の議論も可能かと思いますが、今回は国とかなり詰めて、国は国で基金に支出をするための何らかの要綱をつくっていると思います。それとの整合性とかいろいろございまして、これはかなり細かいところまで議論したその結果となっておりますので、これ以上今の段階で議論するのは、日程的な問題もありまして、かなり厳しいものがあると考えております。

○玉城義和委員 今の話で大体わかってきました。かなりこの条文自体に国の縛りがかかっているということを感じます。私もこれを読んでいてそう思うんです。だからあえて問題提起をしたわけですが、もう少しそういう意味では時間等もあるかもしれませんが、今後等も含めて、この県議会の議論もありましたので、ぜひこの条例の改正も含めて、もう少し県民的な気持ちが入るように、私はもう少しするべきだったと、沖縄県として頑張るべきだったと思いますが、かなり国の縛りが厳しくかかっているということをおの答弁で大体わかったような感じがいたします。終わります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
照屋守之委員。

○照屋守之委員 この沖縄県不発弾等対策安全基金条例ができ上がってくるまでに、国の内閣府等とのいろんな協議、我々は2月6日に内閣府の担当を呼んで、補償の問題とか今後のありようの意見交換をさせてもらいましたけれども、そのときに県も含めて国でそういう協議会をつくって検討するということでしたけれども、そのような形を経てこういうことになっているんですか。その協議といいますか、その辺の内容はわかっていますか。どういう協議がなされているのか。

○上原昭知事公室長 内閣府沖縄総合事務局のほうに沖縄不発弾等対策協議会というのが既にあるんです。そのもとで今後の不発弾対策、今回の基金をやる前の議論もそうですが、例えば探査の徹底でありますとかについては協議して

いこうという方向で折り合いはついております。

○照屋守之委員 これはいろいろと責任問題であるとか、戦争責任という議論から発展する部分もあるわけですが、私は逆にこの国がこういう沖縄県の状況で厳しい事故が起こってきた、当然に戦争があって、その延長線上でこういう問題があるということで、国も県も急いで何とか補償の問題や復旧の問題をやらなさいといけないということで、今の国の責任でできる最大のものはいかなるということによってやってきているわけでしょう。だから国の責任は明確になっているんですよ。そうでなければ対応しませんよ。県のほうも国が責任持って、そういう対応をしてきて、こういうことになったということは明確に言わないといけないじゃないですか。事実としてこういうものが出てきているというのは、国がその責任を負っているから、当然にさかのぼっていけば戦争に突き進んでいくわけですよ。そういうものがあるって、沖縄の実態は非常に厳しい状況だから、しっかりと国がその責任を持って対応するということが、この形としてあらわれてきているわけでしょう。それは明確なんですよ、国の責任というのは。そういうことをきちんと説明しないとだめですよ。あえて、国のほうで今ある沖縄の戦争に関連する被害についてどうするかということで、60数年間たった現在のこと、今の問題をどうとらえるかとしたときに、国の内閣府の責任として、内閣府の沖縄特別振興対策調整費に行き着くわけでしょう。その辺もこの沖縄特別振興対策調整費の活用を当面、そういうものに充てるということの経緯と、この沖縄特別振興対策調整費は平成23年3月で終わるわけでしょう、沖縄振興計画の最終年度になりますね。今の沖縄特別振興対策調整費との金額、あるいはそれ以降の対応はどうなっていくか、その説明をお願いします。

○上原昭知事公室長 沖縄特別振興対策調整費は、法的な根拠に基づいて支出しておりませんので、これは予算措置で行われておりますので、いつまでという規定はございません。ただ、最近は沖縄振興計画の効果的な推進に充てるという考え方が出てきておりますので、沖縄振興計画がある間は大丈夫じゃないかという形はあります。これは毎年の予算措置でありますので、決して平成22年度は約束されたというものではありません。

○照屋守之委員 今基金をつくりますね、例えば具体的に被害の補償とか、2番にあるようなものとか、あるいはいろんな施設が被害を受けて金銭的に厳しいとかとなっておりますよね。ある程度の補償額の概算、金額的なものは算出できているのですか。

○上原昭知事公室長 糸満市のほうがある程度見積もりを独自にやったものが8000万円から9000万円という形が報道等を通じて出されておりますが、実際に補償するときには、きちんと調査を入れるなり、査定をして、それから支援金が交付されるのかなと思います。

○照屋守之委員 基本的にはそういう施設、そういう補償というのは、例えば10あれば、10この基金から出してあげるという理解でいいですか。

○上原昭知事公室長 その基準等を詰めている段階でありまして、少し時間がかかるとはと思いますが、県としてはできるだけその方向でできるように努力したいと考えております。

○照屋守之委員 ぜひ、頑張ってください。やはりこのオペレーターもそうでしょうけれども、そういう施設の方々も自分たちの責任の範疇を超えた形での被害ですから、ぜひ頑張っていたきたいと思います。

それと関連しますが、磁気探査のありようですが、民間と公のものについてはそういう仕組みがある。民間については、なかなかとれない。沖縄県全体をそういうようにカバーしていくというのは、非常に困難なことだというのは理解するのですが、それぞれの市町村の事業について、例えば下水道工事であれば、50パーセント補助の補助率のものについては、こういう磁気探査についても50パーセント補助、あと残りの50パーセントはそれぞれの市町村が裏負担で補わないといけないという実態があって、そうするとなかなか財源が厳しいものですから、ここは大丈夫だろうということで、それぞれの地域の市町村はなかなか対応できないという実態があるわけです。先だって内閣府の担当のほうにも申し上げたのは、こういう市町村の事業について同じような補助率で磁気探査の予算をつけるのではなく、磁気探査は別に国のほうでやって、あとはそれぞれの事業は補助率によってやるような2つの仕組みをつくっていかないと、市町村では幾ら国のほうで全部磁気探査をやってくださいよと義務化をしていっても、実態としてはできませんよという提言はしてきましたが、その辺についてはどうですか。

○上原昭知事公室長 照屋委員がおっしゃったとおりで、我々としても農林水産部の事業において、例えば10分の10の事業もあると。しかもこれは不発弾の事業になっているわけです。事業の中の1メニューではなく、不発弾のための

事業がある。ところが国土交通省には、そういう仕組みはない。省庁によってもかなり違うものですから、やはりこれは沖縄不発弾等対策協議会の中で議論をしながら、あるいは国のほうにも上げて、きちんと探査事業が実施できるような仕組みを沖縄バージョンだけであってもいいかもしれないし、全国バージョンであってもいいと思いますが、そういうものをつくっていく必要があるだろうと。そうしないとあと70年、80年もかかるということはあってはいけないと思っておりますので、加速的に探査事業も進めていくという意味では、何らかの制度を求めていく必要があるだろうと思っております。

○照屋守之委員 先ほど言いましたように、こういう厳しい事故が起こって、それぞれの地域、あるいは県、市町村、議会もいろいろと頑張っやって、国の責任できちんとここまで何とか対応しようということをやっていますから、まだ足りない分の国の責任については、どんどん要求していけばいいわけですから、あくまで国の責任においてこの事故に対応しようということですから、これは早目に我々も議決して、被害を受けた方々に対する補償をしっかりとつくってもらって、満額でできるように引き続き努力していただきますようお願いして終わります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第42号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

議案の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案の採決の順序及び方法などについて協議)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

これより、乙第4号議案及び乙第42号議案の条例議案2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの条例議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 御異議なしと認めます。

よって、乙第4号議案及び乙第42号議案の条例議案2件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、乙第4号議案沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例及び乙第42号議案沖縄県不発弾等対策安全基金条例の2件の処理はすべて終了いたしました。

次回は、3月17日 火曜日 午前10時から委員会を開きます。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 當 間 盛 夫